

白河市多面的機能支払交付金 に 関 す る 活 動 指 針

令和2年4月1日改正
産業部農林整備課

白河市多面的機能支払交付金に関する活動指針

1 活動指針策定の趣旨

活動指針は、多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針（国が定める活動指針及び活動要件）及び県が策定している地域活動指針（福島県要綱基本方針）の二つの指針により活動が行われています。

また、平成25年度までは、地域協議会において、「支援交付金の使途」に関する指針を定め、単価等上限額の抑制を図ってきました。

平成26年度の多面的機能支払交付金移行後は、これらのガイドラインは撤廃され、活動組織の自主性に任せた活動となりました。

活動組織への依存度を高めた結果、日当単価など高止まりしている傾向も見られるため、ある程度抑制することが必要となっています。

また、持越額の返還基準や長寿命化活動に係る基準を明らかにするなど、説明責任の明確化が求められています。

このため、「白河市多面的機能支払交付金に関する活動指針」を策定し、円滑な活動が実施されるよう支援して参ります。

2 農地維持支払交付金に関する事項

（1）農用地法面の草刈り

農用地の畦畔・農用地法面の草刈りは、個人による営農活動の一環として行っているものと、共同活動に位置付けして行うものに区分されます。

共同活動として実施する場合は、全ての草刈り作業を位置付けするのでなく、別紙1に示したように、効果的な時期を適宜設定し、3週間の作業を限度とします。ただし、山間農業地域及び中間農業地域では農用地法面が高い箇所が多く見られることから4週間の限度とします。また、活動見合いによる支払や実施後の確認が行われていることが支払い条件となります。これらが遵守されない場合は、交付金の支出は行わないこととします。

① 農用地面積を考慮した作業時間の設定

農用地法面草刈り作業の日当支払いは、農用地面積によるものでなく活動見合いにより、時間×単価で算出されることになります。

しかしながら、大面積を有する農家は、一日で周りきれない状態が発生し、不都合が生じることから、一定の基準（3.0ha）を定め、二段階で算定することとします。

○ 標準的な農地面積の場合（3.0ha 未満）

・一週あたり 1 日の作業とし、作業時間は最大で 4 時間／日が限度。

○ 大規模な農地面積の場合（3.0ha 以上）

・一週あたり 2 日の作業とし、作業時間は最大で 4 時間／日が限度。

※ なお、3.0ha の基準は、人・農地プランで位置付けされた水稻の担い手経営面積が 3.0ha 以上と定義されているため、この数値を採用しました。

（２）畦塗りの廃止

畦塗りについては、法面の草刈りと同様に農地維持活動として実施してきましたが、県策定の地域活動指針に計上されていないことを踏まえ、平成 31 年度以降の共同活動では、取り組まないこととし廃止いたします。

なお、機能診断をした上で、資源向上活動の「畦畔の再構築」に位置付けし、部分的に実施することは可能となっています。

また、畦畔の築立に関する取組としては、農村環境保全活動の水田貯留機能増進のための畦畔のかさ上げや、多面的機能の増進を図る活動による水田の雨水貯留機能を高める防災、減災力の強化がありますが、適用に当たっては、地域の特性を踏まえて整理し、工法については、経済性を重視し決定することとします。

３ 資源向上支払交付金に関する事項

（１）長寿命化活動の市との協議

直営施工及び請負施工とも、工事費が 30 万円以上とみられる工事は、市と協議を行うものとします。直営工事については、協議後、直営施工指導事項に基づき、指導を受けてから工事を行うものとします。

また、請負工事は、市との外注費協議を行い、請負施工指導事項に基づき、その後見積もり合わせ等を行った後で工事に着手するものとします。

なお、協議に必要な資料は、別紙－２～別紙－６のとおりとなっています。

（２）長寿命化活動の検査

長寿命化工事完了後、施工業者は活動組織による完成検査を受けることになります。検査調書は、別紙－７のとおりとなっています。なお、以下に示した難易度の高い工事等は、市による検査を受けることとします。

○ 農道舗装工事

○ ため池に係る工事

○ 工事 1 件当たり 200 万円以上の工事

○ 市協議において、難易度の高い工事として認定されたもの（チェックリスト）

（３）財産の無償譲渡申請の提出

市が管理する施設（法定外公共物の水路・農道）に、長寿命化のための活動で生じた工作物等は、市に無償で譲渡することになります。

譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（設計書（見積書）、平面図、構造図等）及び財産管理台帳を提出するものとします。提出する時期は、路線の整備状況勘案のうえ、概ね２年スパンで申請するものとします。

４ 交付金共通の事項

（１）交付金の使途に関する指針

① 日当・機械損料

日当単価は、地域の状況を勘案して支払われるものであるが、年々高額となっている実情を踏まえ、日当上限のガイドラインを示すものです。

- 日当上限指針値 1,000 円／時間
- 高度な作業上限指針値 1,500 円／時間
- 機械損料 草刈り機 1,000 円／回 その他の機械損料適宜設定可。

② 役員報酬単価

役員報酬単価は、地域の状況を勘案して支払われるものであるが、高額な報酬に制限を加えるため、上限のガイドラインを示すものです。

なお、役員会は報酬の範疇であり、日当の支払いは生じないものとします。実践活動においては、構成員と同様に日当は支払われることになります。

- 役員報酬単価上限値 40,000 円／年
庶務・会計担当役員は適応外。

※ 実質的な実務を担当する庶務、会計の役員は、上限額の 40,000 円にとらわれず、従事した実績値による場合も可能とします。（事務日報等添付）

③ 農地維持及び資源向上（共同）交付金に対し長寿命化活動の占める割合

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（共同活動）から、長寿命化活動を行うことができる条件は、あくまでも共同活動を適切に実施されている上での運用であり、相当の交付額がないと活動に支障が生じることになります。

共同活動に必要な最低限の活動経費を算出した結果、交付額の約３割となった事を踏まえ、長寿命化活動の上限額を７割と設定します。（別紙－８）

なお、持越による長寿命化活動の積立がある場合は、用途が長寿命化活動に限定されるため、7割上限の計算に含めないこととします。

- 共同活動予算で行う長寿命化活動の上限値 7割／年交付額

（２）持越額の返還

① 実施状況報告による持越額の精査

事業計画の実施期間（５年間）において、交付金の次年度持越額は、次年度当初に交付金の交付が行われるまでの間（概ね４月～６月の間、直近年度の活動実績による）の活動資金を確保するため、または、資源向上活動（長寿命化）の実施に必要な資金の積立を目的としたものとなります。

これらを精査した上で、翌年度に使い切れない又は目的のない場合には、翌年度に清算金として返還するものとします。なお、長寿命化活動の積立を行う場合は、活動計画で位置付けし、次年度予算においても相当な取組を行うものとします。

- 持越金算定表（別紙－９）により精査。
- 長寿命化活動の積立を行う場合 … 別紙－１０ 並びに
実施計画書の精査。

② 終期組織が再認定を受ける場合の持越額の精算

終期組織の持越額とは、新たな事業計画の年度当初に交付金の交付が行われるまでの間（概ね４月～６月の間）の必要額を十分精査したうえで、活動資金を確保するものとします。

- 終期組織の持越金算定表（別紙－９）により精査。
- 長寿命化活動を継続する場合 … 別紙－１０ 並びに
実施計画書の精査

③ 持越額の留意点（全組織）

・持越額は、年度交付額の３割程度を上限とし、必要額が３割を下回る場合は、必要額までとします。

・年度当初の活動費として持越した額は、持越理由が明確となるよう４月～６月の間に支出するものとします。

- 持越額の取扱いと返還について。（算定事例）… 参考資料－１
- 年度当初活動費算定 ケース１… 参考資料－２

- 年度当初活動費算定 ケース 2 … 参考資料－ 3
- 長寿命化積立必要額算定 ケース 3 … 参考資料－ 4

なお、持越金が当該年度交付金の３割かつ１００万円以上である場合は、様式１－８号別紙「持越金の使用予定表」の作成が必要です。

(3) 経理の一本化について

平成31年度以降は、資源向上支払（長寿命化）とそれ以外として区分されている経理区分を一本化することで統一します。（長寿命化活動の有無に関わらず、全ての組織が対象であり、従来の様式は取り扱わないこととします。

- 一本化の様式 金銭出納簿 (様式第 1 - 7 号)
実施状況報告書 (様式第 1 - 8 号)

附則 1 この指針は、平成31年4月1日から施行する。
令和2年4月1日一部改正

白河市多面的機能支払交付金 に関する活動指針の補足説明資料

1 策定の背景

平成30年11月5日～6日農林水産検査第2課の会計実地検査が実施され、本市では、多面的機能支払交付金が対象になり、2つの活動組織が受検しました。この席上、様々な指摘・指導を受けています。

特に、毎年持越額が多く発生していることから、交付単価の変更を行うべきとの指摘がありました。また、日当単価や機械損料が割高などとなっていることから、活動組織だけで決めるのではなく、市が判断基準を示すべきとしています。

これ以外にも、適用基準が曖昧となっている活動等の指摘を受けています。このように数々の指摘を踏まえ、市独自に判断基準を示す「活動指針」を策定し、円滑な活動が実施されるよう支援して参ります。

2 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 農用地法面の草刈り

認定農用地は、遊休農地が発生しないよう毎年、耕地のみならず農用地法面についても、地域資源として保全管理する必要があります。

従来は、農用地法面の草刈りは、営農活動の一環として扱われ、本活動では取り扱われませんでした。

多面的機能制度移行後は、活動計画に位置付けされ、構成員の合意を得れば対象になりますが、農家自ら行うことが基本になります。

従って、すべての草刈り（年間5～6回）を共同作業に位置付けするのでなく、半分程度の3回の範囲で行うよう限定します。ただし、山間農業地域及び中間農業地域は農用地法面が高い箇所が多く見られることから4回までとします。

なお、取り組むことの可否は、活動組織の任意となります。

また、草刈り機の損料は、標準的な農地面積の場合は、一週あたり1回となり、大規模な農地面積の場合は、一週あたり2回となります。

3 資源向上支払交付金に関する事項

(1) 長寿命化活動の市との協議

工事費30万円以上の協議に当たっては、正確な額が把握出来ない場合があります。このことから、30万円より若干下回ると見られる工事についても協議するものとします。なお、協議する根拠としては、多面的機能実施要領において、「活動組織が行う直営及び外注施工に対し、専門的な知見又は技術を有

している者の指導・助言等を活用する」とされていること、及び施設管理者としての許可条件に基づくもの等から協議を行うことになります。

4 交付金共通の事項

(1) 交付金の使途に関する指針

① 日当・機械損料

平成30年度における活動組織の日当単価を調査した結果、41の全組織において、時間当たり1,000円未満（平均900円）でした。従って、日当の上限指針値は、1,000円／時間としました。

一方、重機のオペレーターや難易度の高い作業経験者の調査では、1,000～2,000円の範囲（平均1,230円）で単価アップが見られました。

分析の結果、上限指針値を1.5倍の1,500円／時間と設定しました。

草刈り機の損料を調査した結果、時間当たりで算出している組織は、30組織あり平均単価が875円です。一方、活動回数で算出している組織は10組織あり平均単価が940円でした。また、時間当たりの損料は、日当の二重取りと見られることから、活動回数で単価設定を行います。

損料を算出すると、高価な替え刃単価3000円／枚、4回使用と仮定し、750円／回の減価償却となり、これに混合ガソリン250円／回が加わり、1回当たりの損料が1,000円となり、妥当な単価とみられます。

② 役員報酬単価

役員報酬は、事務局や会計担当が実務に従事していることを踏まえ、実情に応じた柔軟な対応となるよう適用外としました。

なお、平成30年度における活動組織の役員報酬を調査した結果、一番高い会長報酬は、50,000円／年間（平均28,000円）以下15組織でした。

また、全役員報酬単価は、役員を10名程度と仮定すると一人当たり20,000円となりました。

現状では、50,000円が1組織あるが、他は40,000円以下であり、単価抑制を図る観点から、上限指針値を40,000円／年間と設定しました。

③ 農地維持及び資源向上（共同）交付金に対し長寿命化活動の占める割合

長寿命化活動に特化した活動は、交付金使途のバランスを欠き、適切な保全管理が行われないおそれがあります。多面的機能の維持・発揮を図る最低限の共同活動交付金は、概ね3割であることから、長寿命化の割合を7割以内と設定しました。

（２）持越額の返還

① 実施状況報告による持越額の精査について

長寿命化活動は、本来、資源向上（長寿命化）予算で行われるものであり、資源向上（共同）で取り組む長寿命化活動は補完的に行われるべきものであります。活動期間５年間について長寿命化活動の積立は可能であるが、見通しが容易である短期的な計画（２～３年）を積立計画としました。

なお、積立については、緊急性を要する取組により、次年度予算においても、相当な長寿命化活動を行うものとします。

（３）経理の一本化について

平成２９年度以降は、資源向上支払（長寿命化）とそれ以外として区分されている経理区分を一本化することができることとなりました。

平成 29~30 年度は過渡期であることを踏まえ、経理を一本化しない場合も認めて来ましたが、平成 31 年度以降の経理区分は、すべての組織について、経理を一本化することで金銭出納簿及び実施状況報告書のとりまとめをすることとします。（長寿命化活動を行っていない組織についても、経理の一本化に統一します。）